（組合に置かれる審査委員）

第四十一条　第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員について準用する。

第二節　雑則

（書類の送付に代わる公告）

第四十二条　法第二百十二条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2　第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同条第二項中「施行マンションの敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第百六十四条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。

（都道府県知事等の行う解任の投票）

第四十三条　第二十六条の規定は、法第二百十四条第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第四十三条において準用する第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第三条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十四号中「及び第百三十六条」を「、第百三十六条及び第百八十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「第二十九条」の下に「及び第三十九条」を加え、「及び第二十五条第二項」に改め、「第三十四条第二項」の下に「及び第四十二条第二項」を加え、「の規定」を「及び第三十六条の規定」に改める。

総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百六十六号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四十四条第四項ただし書（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）、第九十三条の三第六項、第八項及び第十三項（これらの規定を同法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）並びに第九十五条第九項（同法第九十五条の三第四項、第九十七条第四項及び第九十七条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに同法第百三条において準用する同法第七十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　二次使用料に関する指定団体等」を「第八章　放送同時配信等に係る報酬又は補償金に関する指定報酬管理事業者等（第四十五条の二―第四十五条の十）」に、「第九章　二次使用料に関する指定団体等」を「第十章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に改める。

第三条第一項中「又は第二項（」を「から第三項まで（これらの規定を」に、「第四十四条第三項ただし書」を「第四十四条第四項ただし書」に改め、同項第二号中「又は有線放送」を「、有線放送又は放送同時配信等」に改める。

第四条第一項中「第四十四条第三項ただし書」を「第四十四条第四項ただし書」に改める。

第七条の五第一項第二号中「著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）」を削る。

第九条の見出し中「放送」を「放送等」に改める。

第十二条の二中「第八条の二まで」を「第九条まで」に改め、「、第二項」を削り、「前条」を「第九条第一項及び前条」に改める。

第十三章を第十四章とし、第十章から第十二章までを一章ずつ繰り下げる。

第五十七条の三中「団体」を「指定を受けた団体」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十七条第一項	第九十五条第一項又は第九十七条第一項の二次使用料に係る業務（以下「二次使用料関係業務」という。）	第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬（以下この節において「報酬」という。）又は法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項の使用料（以下この節において「使用料」という。）に係る業務
	二次使用料関係業務の執行	報酬及び使用料に係る業務（以下「報酬等関係業務」という。）の執行
第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十一条第一項、第五十二条第一項第四号及び第六号	二次使用料関係業務	報酬等関係業務
第四十九条の二第一項	第九十五条第十項（法第九十七条第四項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）	第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十五条第十項
	二次使用料	報酬又は使用料